

徳島県告示第446号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年8月25日から同年12月25日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和8年8月25日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府中央区北浜四丁目1番1号	北 哲弥

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスポ阿波池田

所在地 三好市池田町サラダ1612番地2ほか

(3) 変更事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府中央区農人橋二丁目1番36号	北 哲弥

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府中央区北浜四丁目1番1号	北 哲弥

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1	疋田 直太郎
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大村 浩一
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普
株式会社デイリーマート	美馬市脇町大字猪尻字若宮南100番1	西谷 州弘
株式会社レデイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号	三橋 信也
株式会社つるや	同 湊町三丁目8番地12	鶴田 直丈
株式会社ポトス	美馬郡つるぎ町半田字小野131番地1	佐藤 祐亮
株式会社ふれあい	三好郡東みよし町加茂1743番地	細田 忠敏
有限会社山下時計店	三好市池田町サラダ1781番地4	山下 泰樹
合同会社ヤマモト	同 1657番地	山本 哲也
竹内 貴史	同 ウエノ2650番地19	—————

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1	疋田 直太郎
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大村 浩一

株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普
株式会社デイリーマート	美馬市脇町大字猪尻字若宮南100番1	溝口 晋
株式会社レデイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号	藤田 和郎
株式会社つるや	同 湊町三丁目8番地12	鶴田 直丈
株式会社ポトス	美馬郡つるぎ町半田字小野131番地1	佐藤 祐亮
株式会社ふれあい	三好郡東みよし町加茂1743番地	細田 忠敏
有限会社山下時計店	三好市池田町サラダ1781番地4	山下 泰樹
合同会社ヤマモト	同 1657番地	山本 哲也
竹内 貴史	同 ウエノ2650番地19	—————

(4) 変更年月日

縦覧に供する届出のとおり

2 届出年月日

令和8年7月17日

3 届出の縦覧

(1) 縦覧の場所

徳島県経済産業部産業成長推進課及び三好市産業観光部商工政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

(2) 縦覧の期間

令和8年8月25日から同年12月25日まで

4 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

(1) 意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 意見の内容

ウ 意見を述べる理由

(3) その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び三好市産業観光部商工政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から1月間縦覧に供する。